

日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり 中間報告



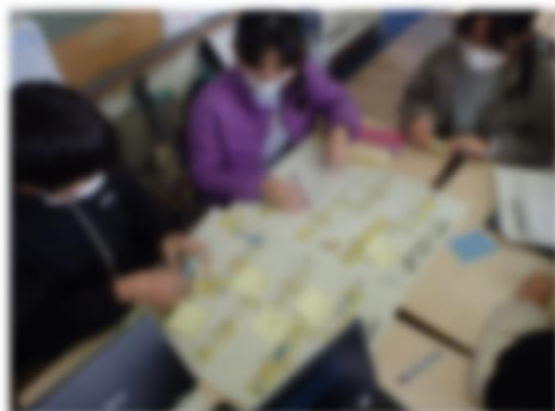
開放感あふれる校舎

令和6年4月

日野市教育委員会

目 次

1. 検討の目的.....	1
1) 背景.....	1
2) 目的.....	3
3) 策定する計画.....	3
2. 検討の枠組み.....	4
1) 検討にあたっての視点.....	4
2) 検討の体制.....	4
3) 検討にあたっての10の論点.....	5
4) 令和5年度の検討事項.....	6
3. 検討状況.....	7
1) 教室空間の検討.....	7
2) 特別教室に関する検討.....	9
3) バリアフリー化の検討.....	12
4) 体育館の防災機能の検討.....	13
4. 令和6年度に向けた整理.....	14
1) 今後の重要検討課題.....	14
2) 検討スケジュール.....	16
資料編.....	17
日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり検討委員会設置要綱.....	17



総合的な学習の時間の様子

★本報告書の挿絵（写真）について

日野第一小学校の6年生が、「つなげよう、私たちの日野一小」「未来の学校」をテーマに、これからの学校の姿を未来思考で創造し作品として仕上げました。子どもたちの声に耳を傾けると、いずれの学校デザインも「日野一小のみんなが楽しく登校したいと思える学校」を共通のコンセプトとしている様子が伺えました。

本報告書では、随所にその作品の一部をご紹介します。

【出典：令和6年2月開催、日野第一小学校/学習発表会】

1. 検討の目的

1) 背景

①国の教育政策の展開

一人ひとりの学びの充実と、他者と協働した学びの実現

- 新しい学習指導要領では、予測困難な時代に一人ひとりが未来の創り手となることを重視し、「主体的・対話的で深い学び」の観点から学習過程の改善が図られています。
- その方策のひとつとして、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる開かれた環境である「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。
- さらに、1人1台端末の実現を踏まえ、児童・生徒一人ひとりの特性にあわせた個別最適な学びと、他者との協働的な学びの一体的な充実が目指されるようになっていきます。

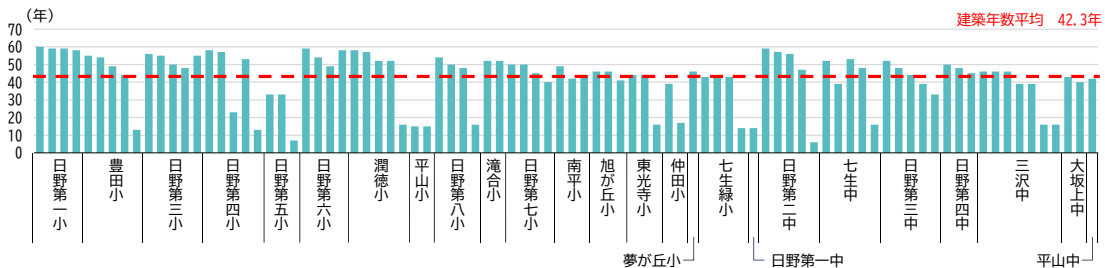
新しい学びのスタイルを受け止める学校施設

- 教育政策の展開を踏まえ、文部科学省では、学校施設全体を学びの場として捉え、横断的な学びや多目的な活動に柔軟に対応する学校施設の在り方が提起されています。
- さらに個別最適な学びを実現する上で、一人ひとりに対してきめ細かな指導ができるよう小学校のクラス定員を40人から35人に段階に引き下げることとなりました。

②日野市の現状

多くの学校施設において老朽化が進行中

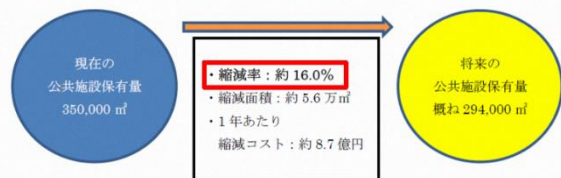
- 学校校舎の築年数の平均は42.3年であり、旧耐震基準で建設された校舎も多いです。
- そのため新しい学びを実現するために十分な空間がなく、またバリアフリー化が図られている学校は少ない状況です。



令和4年時点の各学校校舎の築年数

将来の財政状況を踏まえた公共施設の縮減の要請

- 本市の公共施設等総合管理計画では、現在の財政状況や今後の推計、将来の公共施設の更新費用などを考慮し、公共施設の床面積を約16%縮減することが適正な管理であるという試算が出ています。



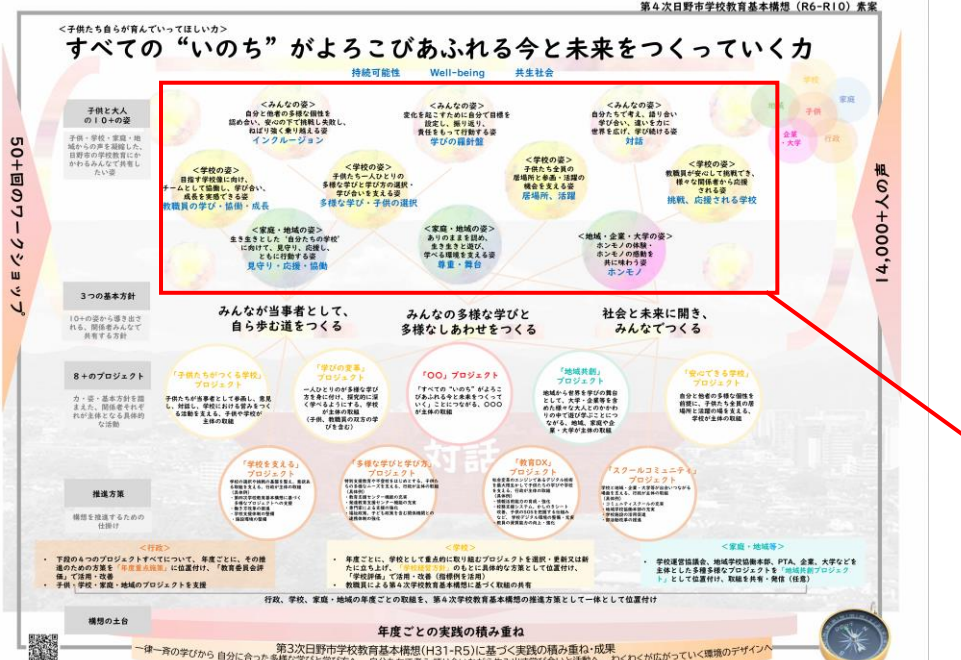
日野市公共施設マネジメントの考え方

第4次日野市学校教育基本構想の策定と具現化

- 令和5年度に策定された第4次日野市学校教育基本構想で示された学校のあり方や教育を実現する学校施設の整備が求められる。

■参考情報：日野市の教育政策

○現在、日野市にて検討を進めている第4次日野市学校教育基本構想では、学校教育にかかわる様々な主体が共有するべき10の姿が提言されています。



第4次日野市学校教育基本構想（素案）

子供と大人の10+の姿

みんなの姿	自分と他者の多様な個性を認め合い、みんなが安心して表現し、失敗を恐れず挑戦する姿 変化を起こすために自分で目標を設定し、振り返り、責任をもって行動し、やり抜く姿 自分たちで考え、語り合い学び合い、対立を乗り越え協働する姿	インクルージョン 学びの羅針盤・創造 対話・協働
学校の姿	目指す学校像に向け、チームとして挑戦し、成長を実感する姿 自分に合った多様な学びと学び方の選択や、探究的で深い学びを支える姿 子供たち全員の居場所と活躍の機会を支える姿 様々な当事者から応援され、多様な人材が活躍する姿	教職員の挑戦 探究的で深い学び 居場所・活躍 多様な参画
家庭・地域の姿	子供も大人も元気でいられるよう、当事者として学校を応援し、行動する姿 子供たちのありのままを認め、見守り、遊びと学びを支える姿	応援 尊重・支援
地域・企業・大学等の姿	日野ならではのホンモノの体験・ホンモノの感動を共につくり、味わう姿	ホンモノ・舞台

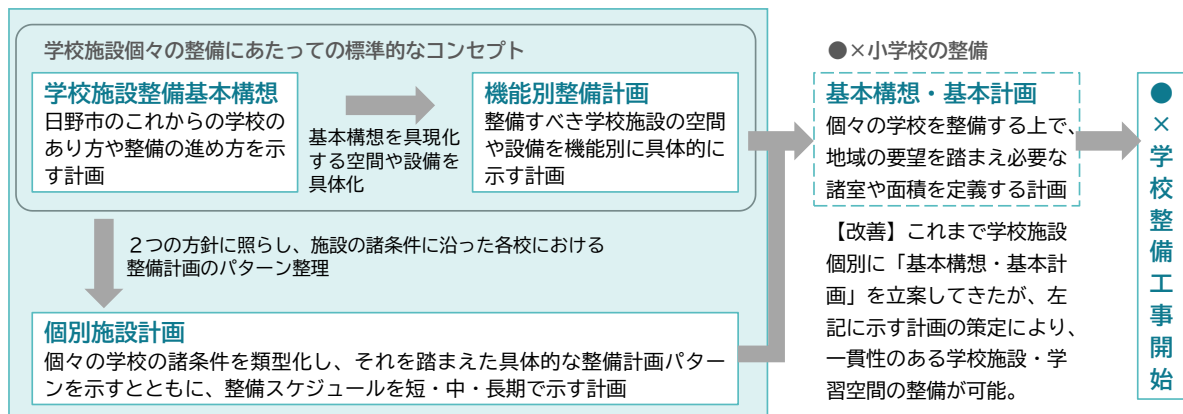
2) 目的

子どもや教員、地域の思いを大切に、未来思考で新しい学校施設を構想する

- 老朽化やバリアフリー化、公共施設マネジメントなどによる施設更新が求められる現状を、よりよい学校施設をつくるチャンスと捉えます。
- これを機として、現在の学校施設で活動する子どもや教員の課題感を大切にしながら、同時に学習指導要領などで求められる新しい時代の学習活動の実現を目指し、未来思考で学校施設の在り方を構想します。
- 構想を具現化するためにも、設計にあたってのモデルを示し、今後学校施設の設計・施工を担う事業者が異なっても、同質の学習空間を実現できるようにします。
- さらに、社会教育、地域コミュニティ形成、防災などの観点から地域が求める公共施設としての機能や役割も付与した在り方も検討します。

3) 策定する計画

- 前述の目的に照らし、相互に関連する3つの計画を策定します。
- 第一に、これからの学校のあり方や進め方を示す学校施設整備基本構想です。第二として、その計画を踏まえ、整備すべき学校施設の空間や設備を機能別に示す機能別整備計画を策定します。
- それら2つの計画に照らし、施設の諸条件に沿って整備スケジュールを短・中・長期で示す個別施設計画を策定します。個別施設計画は、公共施設等総合管理計画に基づく学校施設を対象とした管理計画となります。

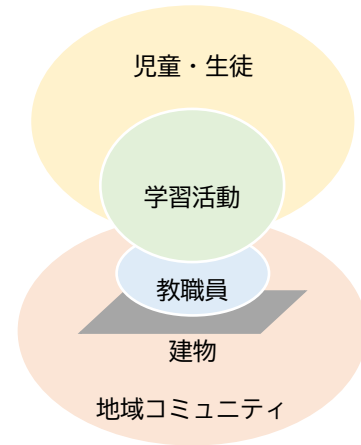


2. 検討の枠組み

1) 検討にあたっての視点

建物だけでなく、学習活動やそれを支える組織、地域などソフトや体制についても構想する

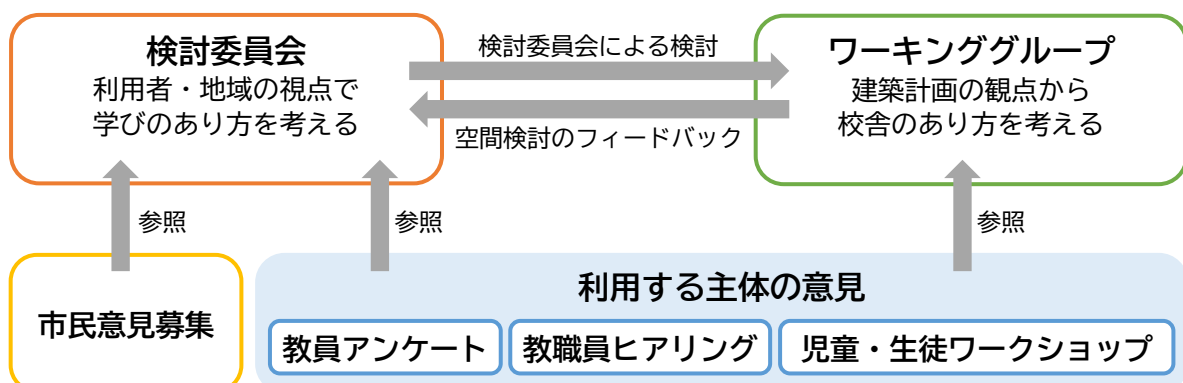
- 各計画は、建物としての整備方針をまとめるものですが、ハードにとどまるものではありません。
- 学校施設において展開されるべき学習活動を想定しつつ、将来における学習活動の変化も見据え、児童・生徒の学び、教職員の教務、地域との連携などにとって最適化され、変化にも柔軟に対応できる学校施設の在り方を考えます。
- さらにその学校施設を支える組織のあり方や地域との関係性についても整理し、諸活動や組織、地域などとの関係からハードを構想します。



2) 検討の体制

「どんな学びがいいか？」×「どんな建物がいいか？」の両面から構想する

- 有識者、市民、市職員から構成される「日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を通じて、地域住民や保護者、学習活動の支援者・関係者の視点に立ち、学校教育はもとよりコミュニティスクールや生涯学習も含む広い意味でこれからの学びのあり方＝「どんな学びがいいか？」を考えています。
- それと並行し、求められる学校施設を建物として具体化するため、検討委員会の座長である上野淳先生とのワーキンググループを立ち上げ、建築計画の検討＝「どんな建物がいいか？」を行っています。
- 学校施設を日々利用する主体である児童・生徒や教員の声も、ワークショップやヒアリング、アンケート調査などを通じて把握し、検討委員会とワーキンググループで参照してきました。
- また、検討委員会の市ホームページでの情報発信にあわせ、市民意見募集も行うことで、様々な視点からの意見を取り入れてきました。



3) 検討にあたっての10の論点

①基礎調査から把握された課題認識

○令和4年度に実施した教員アンケートやバリアフリー調査等を含む基礎調査で得られた課題は以下の3点でした。

- これからの学び・育ちに適した教室空間・学校空間のあり方
- 施設の安全性とバリアフリー対応
- 社会教育施設等との複合化による教育活動の充実と公共施設面積の縮減の両立

○特に1点目については個別最適な学びと協働的な学びがともに可能となる柔軟な教室や、児童・生徒の多様な特性を踏まえた包摂的な空間が求められていました。

②検討委員会から事前提起された意見

○検討委員会を開催するにあたって委員から事前提起いただいた意見では、日々の教室の様子を知る委員を中心として、教材教具を収納できる十分なスペースの確保が挙げられたほか、児童・生徒の特性を踏まえた配慮のある空間が望まれていました。

○また、地域との関係性のなかでは、地域に開かれ、地域活動やコミュニティの拠点となる学校をセキュリティや運営面で無理なく実現すること、さらには防災拠点と機能することも求められていました。

③検討にあたっての10の論点

○上記①・②を総合し、検討にあたっての論点を次のとおりまとめました。

- ①これからの時代の学校に必要な機能・諸室
- ②新しい学習形態に対応した学習環境
- ③児童・生徒の特性を踏まえた多様な環境
- ④大小様々な規模の「集い」に対応した環境
- ⑤学校教育を深化・充実するための特別教室
- ⑥教職員の働きやすさの向上と地域連携を推進する管理機能
- ⑦複合化・共用化も見込んだバリアフリー化
- ⑧学校と地域をつなぐ、現実的かつ効果的な複合化・共用化
- ⑨避難所としての学校施設
- ⑩快適性向上と環境負荷軽減を両立した設備

4) 令和5年度の検討事項

○令和5年度の検討においては、10の論点を次のとおり取り上げてきました。

論点	検討事項
① これからの時代の学校に必要な機能・諸室	→ オープンスペースの必要性 → 特別教室の設置方針
② 新しい学習形態に対応した学習環境	→ 通常学級の空間のあり方 → 特別支援学級、ステップ教室の方向性
③ 児童・生徒の特性を踏まえた多様な環境	→ 特別支援学級、ステップ教室の方向性
④ 大小様々な規模の「集い」に対応した環境	→ オープンスペースの空間のあり方
⑤ 学校教育を深化・充実するための特別教室	→ ラーニングセンターの機能・空間のあり方
⑥ 教職員の働きやすさの向上と地域連携を推進する管理機能	(来年度検討予定)
⑦ 複合化・共用化も見込んだバリアフリー化	→ バリアフリー化の方針
⑧ 学校と地域をつなぐ、現実的かつ効果的な複合化・共用化	→ 特別教室の共用化に対する地域ニーズ
⑨ 避難所としての学校施設	→ 避難所として体育館に求められる機能

○中間報告では上記のうち、検討委員会ならびにワーキンググループにて深い議論が進んでいると考えられる以下の項目を経過報告します。

- ・ 通常学級の空間のあり方
- ・ オープンスペースの空間のあり方
- ・ 特別支援学級、特別支援教室（ステップ教室）の方向性
- ・ 特別教室の設置方針
- ・ ラーニングセンターの機能・空間のあり方
- ・ バリアフリー化の方針
- ・ 避難所として体育館に求められる機能



全体的に広く明るい普通教室



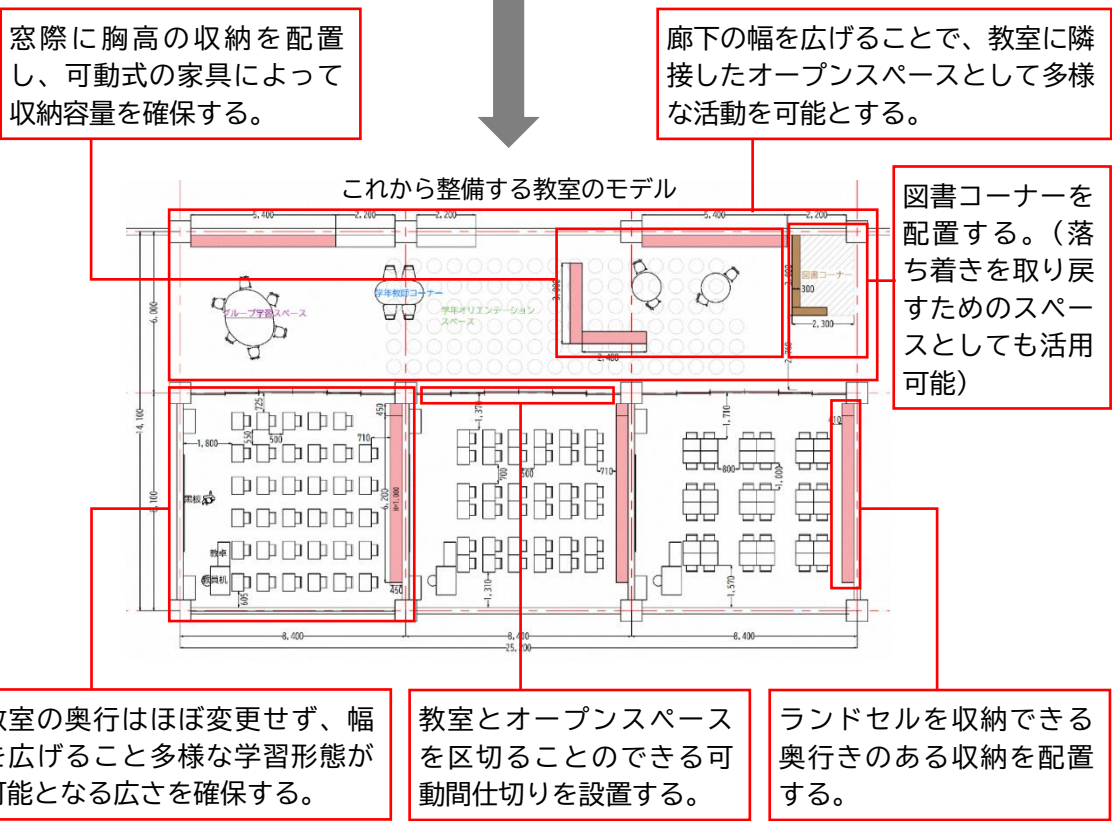
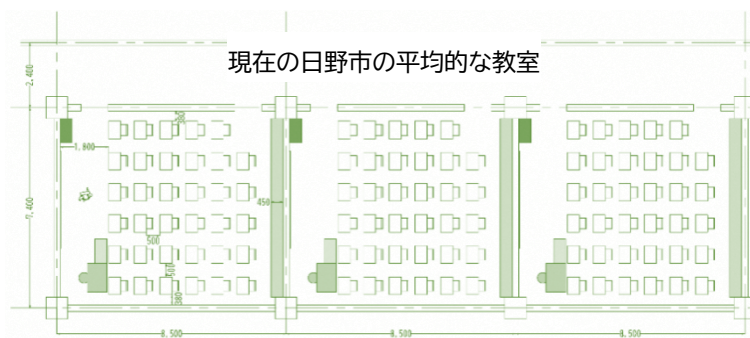
どの学年にとっても使いやすい特別教室

3. 検討状況

1) 教室空間の検討

① 小学校における普通学級とオープンスペースの方向性

- 多様な学習活動ができるよう、教室の幅を広くする。
 - そのため、廊下の幅を広くすることでオープンスペースを設置し、教室を開放できるようにする。
 - 収納は広くなった廊下空間にも配置し、教室の広さと収納容量をともに確保する。
- 協働的な学習を行うとともに、学習活動教科書、ノート、学習者用端末を置くために机を広くする必要性もあり、教室の幅を広くする方針を共有しています。
- さらに廊下の幅を広くすることで、各教室に多目的に使うことのできるオープンスペースを配置し、教室と廊下の壁を可動式にすることで、柔軟性を向上させる方向性も共有しました。
- 課題として提起された収納は、教室だけでなく廊下にも配置することで、収納容量を確保しながら、教室を広く取ることができるよう検討します。



②特別支援学級の検討方針

- 知的障害特別支援学級は、同学級の学習・生活にフィットした教室を目指す。
- 自閉症・情緒障害特別支援学級は、児童・生徒の特性にあわせてカスタマイズしやすい教室を目指す。

- 特別支援学級には、知的障害を有する児童・生徒が通う知的障害特別支援学級（以下、「知的固定級」という。）と、知的障害を伴わずに自閉症等発達障害がある児童・生徒が通う自閉症・情緒障害等別支援学級（以下、「情緒固定級」という。）があります。
- 知的固定級は独自のカリキュラムがあり、障害特性や発達段階を考慮したグループワークが行われるため、人数に応じて仕切りが求められています。また、学習活動や生活指導に応じた独自の設備も必要となります。
- そのため、知的固定級では、次の方針に基づき、知的固定級の学習・生活にフィットした教室のあり方を検討することとしました。

- ・天吊りカーテンなど教室を仕切りやすくする
- ・日常生活の指導や日常生活の構造化のため水回りや個人用ロッカーなどを設置する
- ・その他教育活動のための収納を充実させる
- ・その他クールダウンのための備品やスペースを設置する

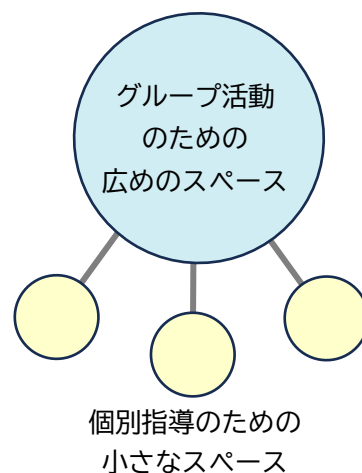
- 情緒固定級は通常学級と同様のカリキュラムであり、通常学級と同様の学習スタイルとなりますが、児童・生徒の特性上、環境調整が求められます。
- ただし、児童・生徒それぞれに調整すべき環境が異なるため、環境調整と空間構成の両面から、児童・生徒の特性にあわせてカスタマイズしやすい教室のあり方を検討することとしました。

- ・環境調整：調整可能な空調・照明などの環境設備の準備
- ・空間構成：児童・生徒が集中しやすいスペースを設置する

③特別支援教室（以下、「ステップ教室」という）の検討方針

- ステップ教室における学習活動や、ステップ教室に通う児童・生徒の特性を踏まえた専用教室の実現を目指す。

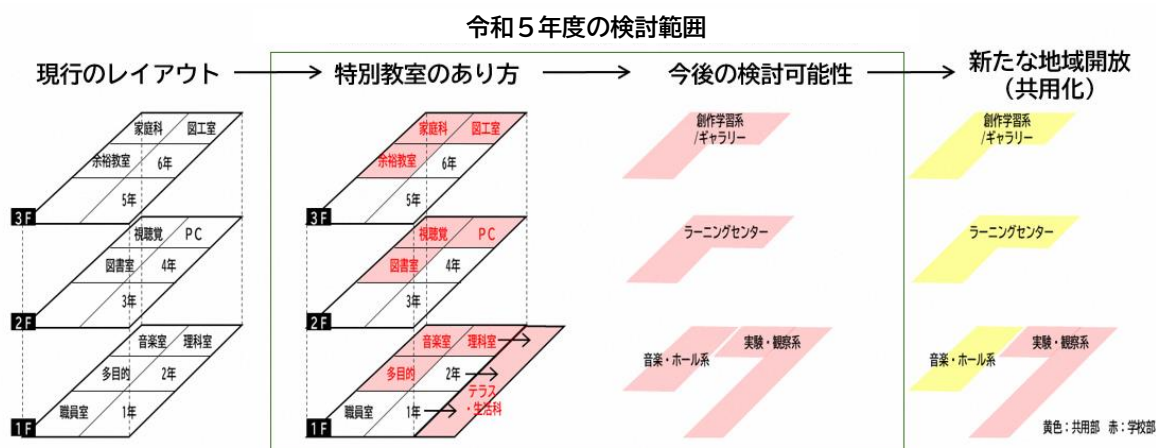
- ステップ教室とは、通常の学級に在籍している知的障害がなく、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害がある児童・生徒に対して、1週間のうち一定の時間に個々のニーズに応じた指導を行う教室です。
- 現状、既存の教室に間仕切りをして学習活動を行っていますが、ステップ教室で行われる小集団活動と個別指導の双方を満たす空間構成を有する専用の教室を検討していきます。



2) 特別教室に関する検討

①特別教室の検討方針

- 学びの多様性や複合的な学びを受け止める学習環境として特別教室を捉え、これからの時代にふさわしい特別教室を構想する。
- 学習指導要領や学校施設整備指針も踏まえつつ、①学習活動の類似性や近接性、②教具等の共通性の観点から特別教室の兼用について検討を進める。
- 学校図書館については、1人1台端末の時代を踏まえ、コンピュータ教室と視聴覚室を一体的に整備し、ラーニングセンターとして学校における学びの中心であり、居場所として設計する。(詳細後述)



○特別教室については、検討委員会において次の問いが提起されました。

- ・特別教室のあり方、あるいは教室のあり方というのは、本当にこの先10年後20年後、現状のまま続くのでしょうか？
- ・教育的観点から、これからの時代における特別教室における学習機能や設備はどのようなスタイルが求められるか？

○令和4年度に実施した教員アンケートにおいても、今後の整備の方向性として教室の可変性や児童・生徒の学びやすさの向上が指摘されていました。

○学校施設の規格・設計のガイドラインである学校施設整備指針では小学校・中学校の特別教室を取り上げ、特別教室個々に満たすべき要件が整理されています。ただし、各教室の要件を詳細にみると重複する機能もあり一体化を検討することが可能と考えられます。

○このような整理を踏まえ、学習活動の類似性や近接性、教具等の共通性の観点から一体化も視野に入れることとします。

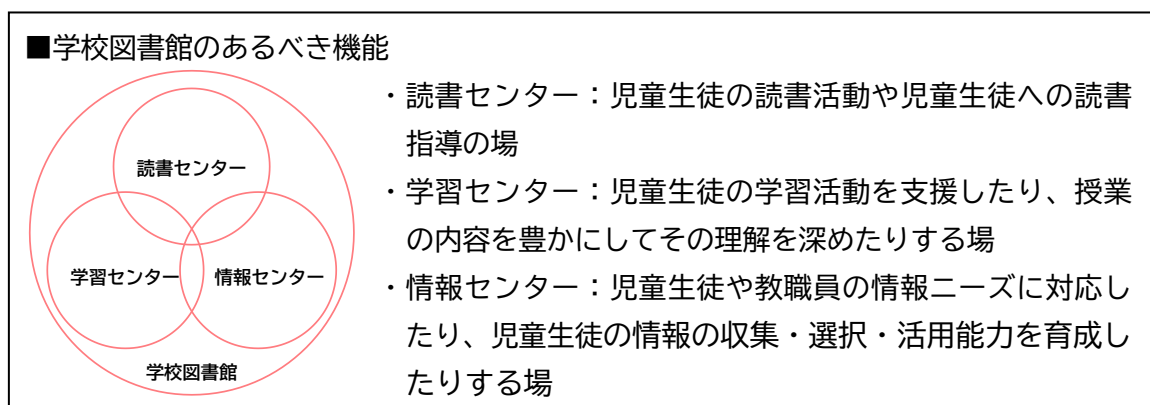
小学校の主な特別教室	中学校の主な特別教室
理科教室	理科教室
生活科のための施設	音楽教室
音楽教室	美術教室
図画工作教室	技術教室
家庭教室	家庭教室
外国語活動室	外国語活動教室
視聴覚教室	視聴覚教室
コンピュータ教室	コンピュータ教室
図書室	図書室
屋内運動場	屋内運動場
屋内プール	武道館
	屋内プール

②ラーニングセンターのコンセプト

●学校図書館については、一人一台端末の時代を踏まえ、コンピュータ教室と視聴覚室を一体的に整備し、ラーニングセンターとして学校における学びの中心であり、居場所となるよう設計・配置を検討する。

○学校図書館については、令和4年度に実施した教員アンケートにおいても学校図書館の整備が求められていました。

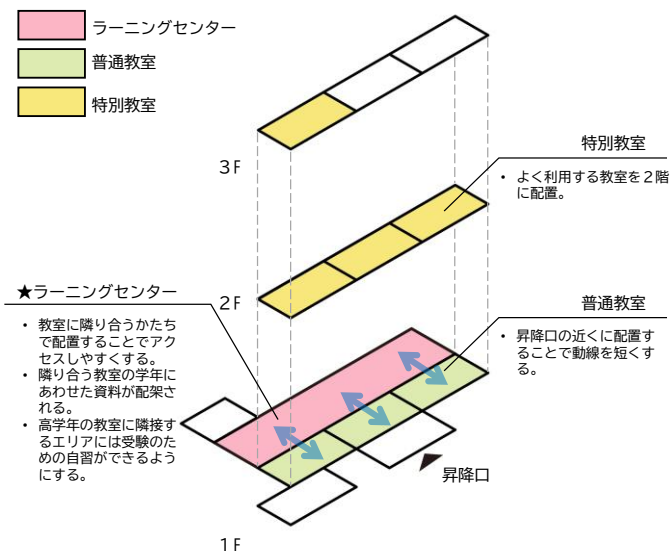
○一方、教員アンケートでは、一人一台学習者用端末を使うようになったことを踏まえ、コンピュータ教室・視聴覚教室を独立して設置するのではなく、学校図書館と一体化して、学校図書館に求められる3つのセンター機能を実現・強化することを提起する意見もみられました。



○教員の学校図書館の認識や文部科学省が求める機能を踏まえ、学校図書館については利用者である児童・生徒の意見を聞くべく、中学生を対象としたワークショップを行いました。そこでは、現状の学校図書館の配置では休み時間などには使いにくく、入口の設えも入りやすいものではないという意見が聞かれました。

○ワークショップで中学生が考案した学校図書館のあり方では、あらゆる教室から等しくアクセスしやすいよう学校の中心に配置されていました。また、入りやすく居心地のよい環境が求められていることも分かりました。

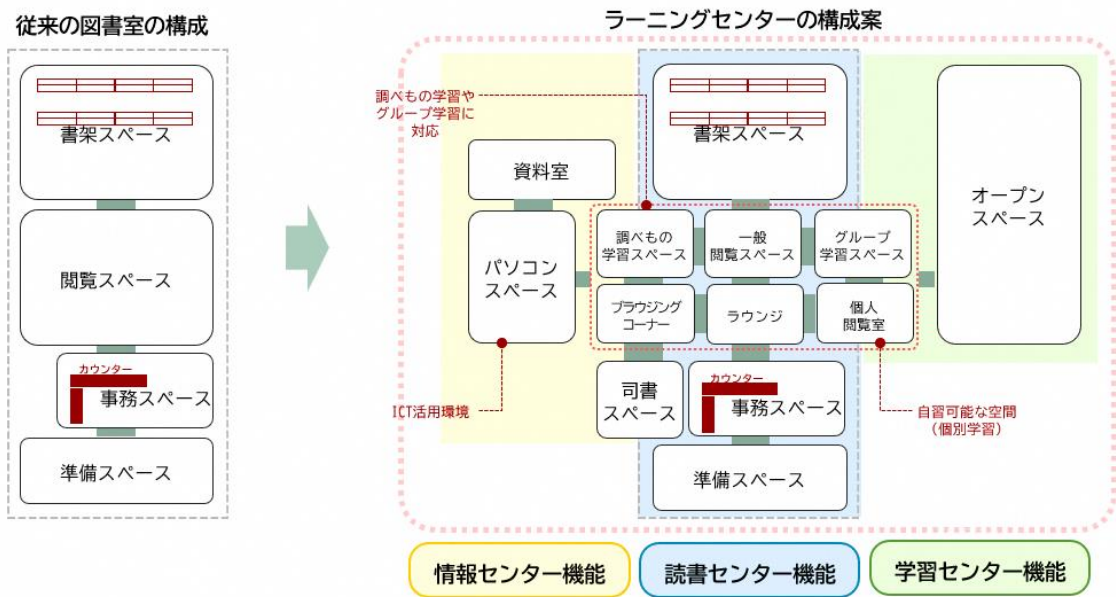
○このような生徒のニーズも踏まえ、学校図書館・コンピュータ教室・視聴覚室を一体的に整備した上で、ラーニングセンターとして学校の中心に配置し、多様な学びを受け止めるとともに居場所となる学校図書館を構想することとします。



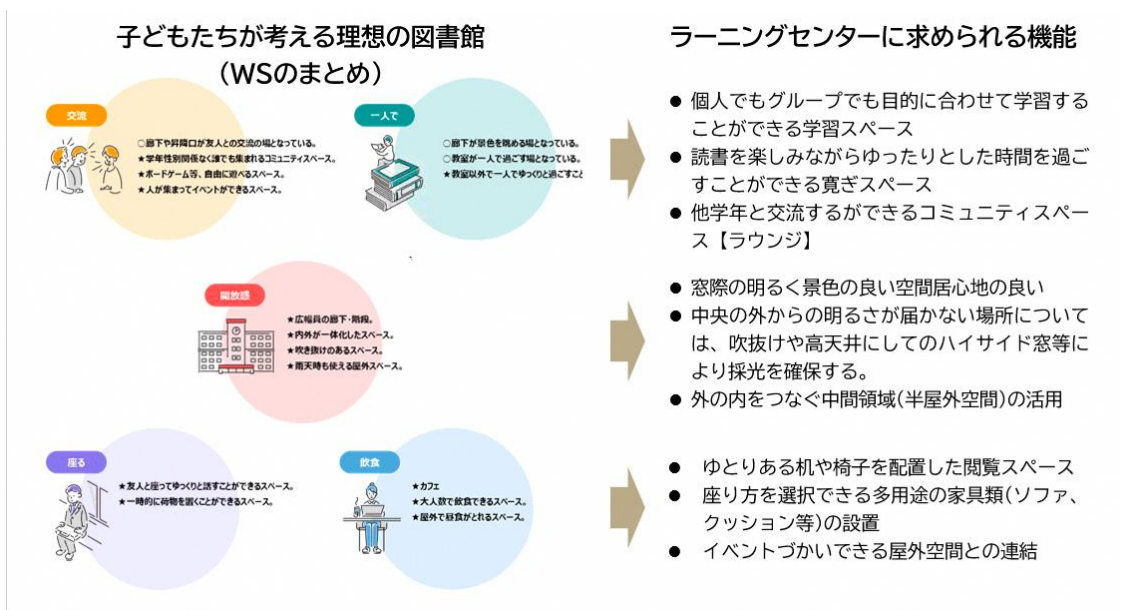
中学生が考案した学校図書館の配置

- ラーニングセンターの機能構成としては、次の3点を重視し、今後検討を深めていきます。

- ・従来の書架スペースと閲覧スペースから構成される図書室に対し、資料や学習者用端末を組み合わせ、個人やグループなど様々な単位で学習ができるスペースを配置する。
- ・さらに学習センター機能としてオープンスペースを配置し、授業で使うことができるようにする。
- ・情報センター機能の拡充として、パソコンスペースを配置し、学習者用端末ではできない作業や調べものができるようにする。



ラーニングセンターの構成案



中学生向けワークショップの意見まとめ

3) バリアフリー化の検討

- 改築にあたっては、平時と有事を問わず誰もが学校施設を訪れ、利用することのできるようアクセシビリティを重視する。
- アクセシビリティは、ハード整備はもとより、ICT 技術の活用によるシステム面や人的な支援も含めて包括的に取り組む。
- 改修等にあたって法的に義務づけられたバリアフリー対応を可能なかぎり図る。

○現在、学校施設はバリアフリー法によりバリアフリー対応が義務づけられており、文部科学省においても、イ) スロープ設置による段差解消、ロ) エレベーターの設置、ハ) バリアフリースイールの設置を推進しています。

対象		令和2年度	令和4年度	令和7年度末までの目標	
バリアフリースイール	校舎	65.2%	70.4%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約93%に相当	
	屋内運動場	36.9%	41.9%		
スロープ等による段差解消	門から建物の前まで	校舎	78.5%	全ての学校に整備する	
		屋内運動場	74.4%		77.9%
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎	57.3%		61.1%
		屋内運動場	57.0%		62.1%
エレベーター	校舎	27.1%	29.0%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約41%に相当	
	屋内運動場	65.9%	70.5%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約76%に相当	

文部科学省における令和7年度末のバリアフリー化整備目標

- 一方、日野市の小中学校で上記イ)・ロ) を満たす学校は 25 校中4校です。また車いす用トイレは全校に設置していますが、バリアフリースイールの要件を満たしている学校は2校です。
- このような現状を踏まえ、アクセシビリティを重視して整備することが確認されました。その際、車いす利用者の方のアクセス性だけでなく、視覚や聴覚などに障害のある方の来校時のバリアも解消するため、ICT 技術も活用する方向性が共有されました。また、人的支援もあわせて促していくような学校施設となる大切さも確認されています。
- バリアフリー化に関しては、改築時の対応だけでなく、既存校舎の改修にあたっては段差の解消やエレベーターの設置を検討していくこととなりました。



みんなにとって使いやすい学校デザイン
(エレベーター)

4) 体育館の防災機能の検討

- 体育館内ならびに校門から体育館のバリアフリー化を図る。また、洪水浸水想定区域に立地する学校では体育館の嵩上げなどを改修・改築時に水害対策を検討する。
- 車いす利用者のみならず、視覚や聴覚に障害のある方をはじめとして、様々な障害分野にとってアクセシブルな環境を目指す。
- 避難生活を送るために必要となる上下水道、電気、ガス、通信等のインフラを確保について、防災施策との整合を図りながら検討する。
- 保健室や家庭科教室など、避難所運営時に活用可能な諸室は体育館近くに配置するほか、避難所運営の拠点となるスペースを想定しておく。

○災害時において学校の体育館は避難者の受け入れが求められます。しかし、令和4年度に実施した教員アンケートでは、体育館のハード面について、バリアフリー化が不十分であるほか、空調・電気設備・情報回線の不足、備蓄の不足が指摘されています。

○さらに、洪水浸水想定区域に立地している学校もあり、避難所として十分に機能しない可能性があります。

○これらを踏まえ、体育館ならびに体育館へのアプローチにおけるバリアフリー化や、体育館の嵩上げなど、避難所としての条件を満たす体育館を整備する必要性が高いことが検討委員会で確認されました。

○また、インフラの確保についても必要性が認識されました。ただし、学校施設はあくまで一時避難所であることから、東京都や日野市の防災施策と整合を図りながら、必要とされる機能向上を検討していくことが必要となります。

○教員アンケートでは、避難所運営の観点から、運営体制の確立による教職員の負担軽減や避難生活が長期化した際の教育活動との調整についても指摘されていました。

○これら意見を踏まえ、能登半島地震後の体育館の利用状況なども鑑みて検討委員会で協議を深めたところ、地域コミュニティと連携した避難所運営の必要性が指摘されました。そのためにも平時より連絡を取り合う必要があり、有事の管理運営室としても利用できる会議室の設置が求められました。

○さらに、避難所を運営する上では調理や応急処置・精神的なケアなどが必要であることから、保健室や家庭科教室など有事において必要とされる機能を有する諸室を体育館近くに配置することが提起されました。



みんなが楽しく利用できる体育館



体育館の天井をもっと素敵にしたい

4. 令和6年度に向けた整理

1) 今後の重要検討課題

- ①子どもの居場所と多様な学びの受容
- ②学びに資する複合化・共用化
- ③体育館の防災機能の向上
- ④学校の環境性能の向上

○本稿における中間報告以降、令和6年度においても新しい学校のあり方や複合化・共用化については検討を深め、広げていく必要があります。

○これまでの検討内容を踏まえ、行政として政策上の判断を有することを条件として重要検討課題を挙げると、上記のとおりとなります。

①子どもの居場所と多様な学びの需要

○近年、全国的に不登校児童・生徒が増加しており、日野市も例外ではありません。

○そのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、登校支援教室などの取組のほか、日野市立教育センターを通じてフリースクール等の情報提供を行っています。

○そのなかで、新しい学校を構想する上では、保健室をはじめとして、ラーニングセンターや新たな専用諸室など、子どもの状態や個別のニーズに合わせたあらゆる環境づくりの検討が必要です。

○令和元年度に文部科学省が不登校児童については学校への復帰を前提としない方針を打ち出していることを踏まえつつ、教育委員会においても不登校教室の設置なども含めて総合的に対策を講じています。

○そのなかにおいても、保健室は不登校児童・生徒の学びの場としてこれまでの重要な拠点の1つとなっており、今後整備の方向性を定める必要があります。その点で重要検討課題と言えます。

②学びに資する複合化・共用化

○令和5年度の検討委員会では、生涯学習や地域コミュニティの観点から特別教室の共用化についてニーズがあることが確認されました。一方、学校教育の観点からも、特別教室の共用化を通じてコミュニティスクールを担う人材とのネットワークが構築できることが期待されることも確認してきています。

**教室や家庭以外にも
多様な学びの場や支援の仕組みがあります。**

不登校の児童・生徒のための相談や学習の場、保護者の方を支援する様々な制度やサービスがあります。
まずは、学校・日野市立教育センター等に相談してください。


学校		
スクールカウンセラー 児童生徒の心のケアや、ストレスへの対処法・心理の専門家として、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のことです。 公認心理師や臨床心理士などの資格を持っている方が多いです。	スクールソーシャルワーカー 児童・生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないでくれたり、手続きの補助などをしてくれたりする福祉の専門家として、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のことです。 社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持っている方が多いです。	登校支援教室 学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ち落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる。学校（在籍校）内の空き教室等を活用した場所のことです。 お子さんのペースに合わせて相談に乗ってくれたり学習のサポートをしてくれたりします。（日野市立小中学校の一部で開室されています。）

日野市立教育センター

お子さんの不登校が続く場合等学習や生活に不安がある場合は、まずは、日野市立教育センターの不登校相談担当まで御相談下さい。学校生活の悩みの相談や、学校内外の学びの場や相談機関を紹介します。

紹介・接続

わかば教室（教育支援センター） 一人一人に合わせた個別学習や相談等を行います。利用料は基本的に無料です。 日野市には学校に通うことが難しい児童生徒が通う「わかば教室」があり、オンラインで参加できる「オンラインわかば」も開設しています。また、「わかば教室」に通っている児童・生徒の保護者会を行っています。保護者会では、不登校の悩み、保護者間の情報交換を行っています。	フリースクール等の情報 学校や教育支援センター以外の、日中の時間等に不登校の子供が学習をしたり、興味のあることに取り組んだりできる場所です。在籍する学校と連携し、一定の条件を満たせば、在籍校での出席認定や成績評価の対象になります。	夜間中学 学期を過ぎた方が夕方から夜にかけて通う中学校のことです。
---	---	---



日野市立教育センターの 情報発信事例

○しかしながら、令和4年度の教員アンケートや検討委員会においても指摘されてきた、教職員に過度な負担のない運営組織や、学校教育との棲み分けや児童・生徒の安全確保のためのゾーニングについては十分な検討を要します。

○さらに複合化・共用化については、教育委員会として社会教育施設の今後のあり方とも大きくかかわる議題です。公共施設マネジメントとして、他施設の床面積の縮減と関連づけて庁内で協議するべきことと考えられることから、重要検討課題として位置づけます。

③体育館の防災機能の向上

○体育館は、防災対策全体においては一時的に避難を受け入れる場所という位置づけになります。しかし、令和6年1月に発生した能登半島地震をはじめ、大規模震災後に体育館の避難所利用が長期化していることを踏まえると、現実的には一定期間避難生活を送る場所として運営されるものと言えます。

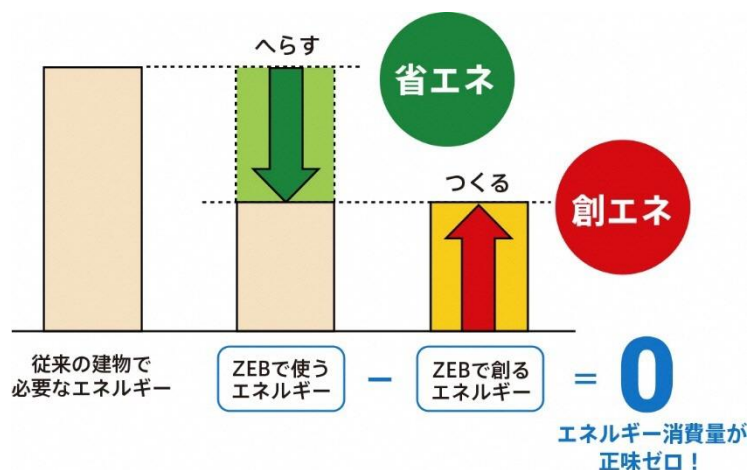
○それを踏まえ、検討委員会では体育館の防災機能の議論では、上下水道、電気、ガス、通信等のインフラを確保する設備増強について意見がでました。

○ただし、前述したとおり体育館に対して一時的な避難所以上の防災機能を付与しようとする場合には、防災対策との整合を図る必要があります。具体的には、東京都ならびに本市防災担当部局における避難所の体制構築のなかで、長期的な避難生活を送る施設となった場合を想定して、あらかじめ必要となる事項を調整しておくことが必要であり、重要検討課題とします。

④学校の環境性能の向上

○近年の環境負荷軽減の要請のなかで、建物に対しては ZEB (Net Zero Energy Building の略) が求められるようになっていきます。

○ZEB とは、省エネによって使うエネルギーを減らすとともに、創エネによって使う分のエネルギーを代替することで、エネルギー消費量を総体的にゼロとする取組です。

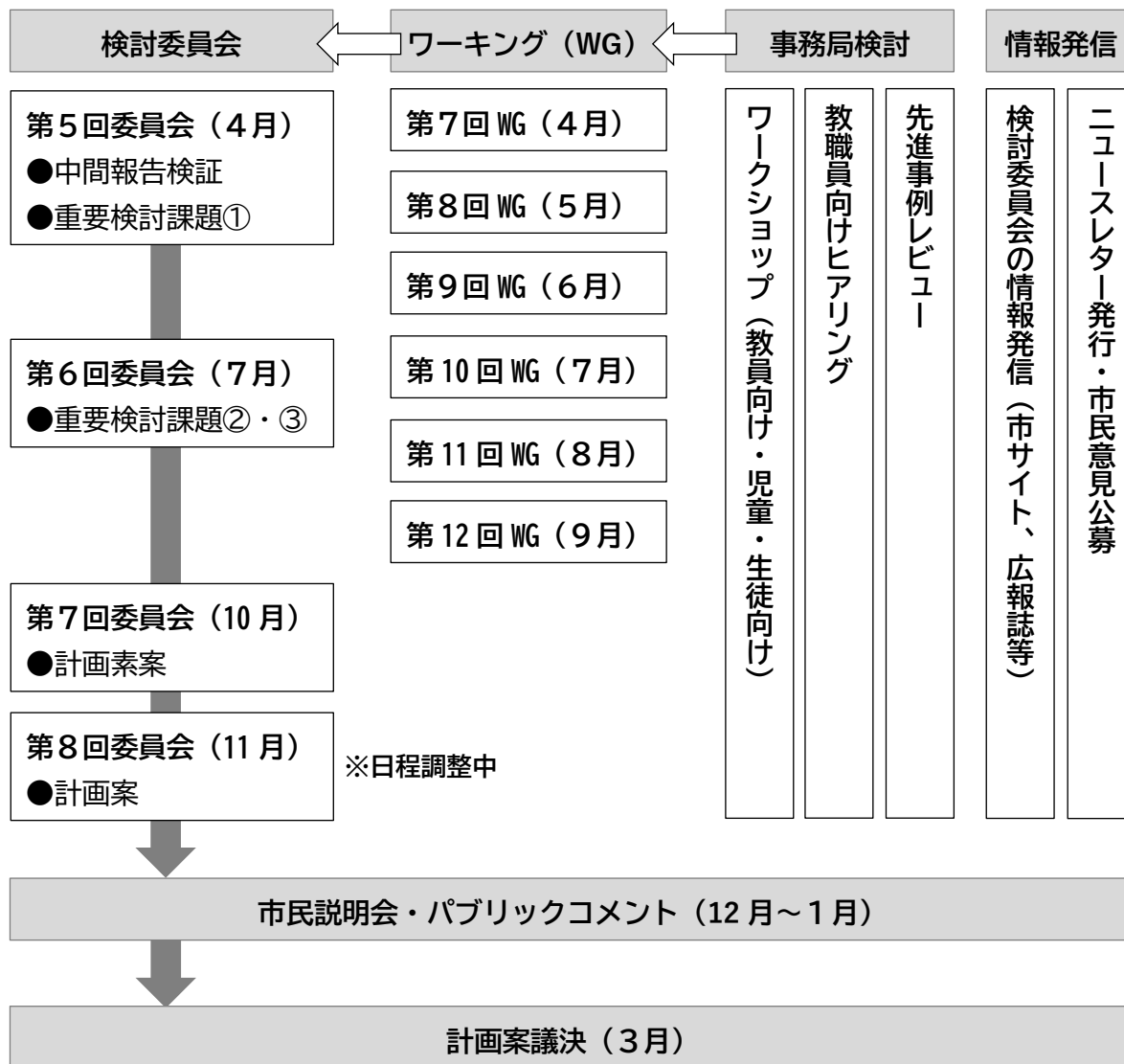


ZEB のイメージ (出典：環境省 HP)

○時代の要請もあり学校の改築や大規模改修にあたっては環境性能の向上が求められるところであり、環境担当部局とも調整しながら学校施設が目指す環境性能を設定する必要があります。このことから学校の環境性能の向上を重要課題と位置づけます。

2) 検討スケジュール

○令和6年度の検討は次のスケジュールに沿って進め、令和6年11月には「新たな学校づくり・社会教育施設推進計画（素案）」（学校施設整備基本構想・機能別整備計画・個別施設計画）の策定に続きパブリックコメントを行い、令和7年4月以降、計画に沿った取組を進めるものとします。



日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり検討委員会設置要綱

令和5年5月26日制定

(設置)

第1条 日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画（以下「推進計画」という。）を教育委員会が策定するに当たり、今後の学校施設の整備のあり方等について、学識経験者や学校施設を利用する関係団体、市民等と教育的な見地から意見交換し、助言を求めるため、日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について、各分野を代表した検討委員が述べる意見等を集約することとする。

- (1) 新しい学校づくり・社会教育施設づくりの推進に関すること。
- (2) 地域の公共施設としての学校施設に求められる機能に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が新しい学校づくり・社会教育施設づくりの推進と検討を行うために、必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者につき、教育委員会が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、第7条第1項に規定する推進計画についての報告がなされた日までとする。ただし、任期中に委員が交代する時は、後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者である委員の中から1人を定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、教育委員会の求めに応じて、委員長が招集する。

2 委員長は、検討委員会において会議の座長となる。

3 委員長は、検討委員会の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴取し、資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 検討委員会は、会議で述べられた意見等を取りまとめ、教育委員会に報告する。2 検討委員会は、検討の途中経過についても必要に応じて教育委員会に報告する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼金)

第9条 委員が委員会に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。

(会議の公開等)

第10条 検討委員会の会議は、公開とする。会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ委員長に申し出なければならない。

(会議録等)

第11条 検討委員会は、会議に際し、会議録又は要点録を作成する。

2 前項の会議録又は要点録は、その結果を公開する。

(庶務)

第12条 検討委員会の庶務は、教育部庶務課において処理する。

(委任)

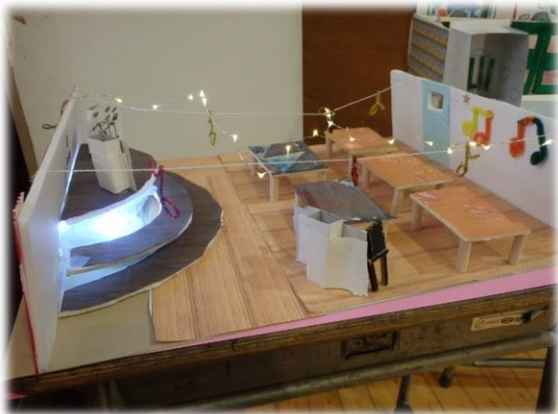
第13条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の組織及び運営に関して必要な事項は委員長が検討委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者	3人以内
学校施設、社会教育施設を利用する関係団体の代表者又は個人	8人以内
市民（公募による）	2人以内
行政部門	3人以内
上記のほか、検討委員会が必要と定める者	



音楽ホールのような楽しい音楽室



明るくて楽しい雰囲気図書館

●市民の皆様から「新たな学校づくり・社会教育施設づくり」並びに「中間報告」に対するご意見を募集しています。

二次元コード



日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり中間報告

令和6年4月発行

発行：日野市教育委員会庶務課

住所：〒191-8686 日野市神明 1-12-1

電話：042-514-8698

F A X：042-583-9684

E-mail:ksyomu@city.hino.lg.jp